

大相続時代が来た

「争族」避けるため いま話し合いたい対策

帰省などで親子が顔をつきあわせるお盆休み。「相続」について一緒に考えるいい機会かもしれない。

相続税の基礎控除額が下がる上、遺言を巡る制度変更も検討される。改めて相続のイロハを学ぼう。

日本にある土地や金融資産といった1000兆円分の資産の持ち主が、これから2030年までに入れ替わる——野村資本市場研究所の宮本佐知子主任研究員はこうはじく。理由はずばり相続だ。同氏によると14年に遺産相続によって移転された資産は52兆円にのぼった。14年に亡くなった人は約127万人で、10年前に比べ2割以上増えた。団塊世代の高齢化で今後も死亡者数は増え続け、相続の発生も積み上がっていく。「大相続時代の到来」(宮本氏)だ。

すべての資産がスムーズに相続されればいいが、残念ながらそうもいかない例は多い。戦後に家督相続が廃止されて平等意識が浸透し、1990年代半ば

1000兆円の持ち主 15年間で入れ替わり

以降は賃金も伸び悩むなか、個人の資産形成にとって親からの遺産が重みを増している。「もらえるものはもらっておきたい」と考える人が増え、相続ならぬ「争族」も増える傾向にある。

司法統計によると、全国の家庭裁判所が13年度に受け付けた遺産分割を巡る調停・審判件数は約1万5000件と、過去10年で3割増えた。相続に関する家裁への相談件数も12年度は17万件を

超えた。亡くなった人の数を考えれば、もはや「家裁ざた」は珍しくない。遺産相続や離婚を巡る調停は増加傾向で、忙しさが増す東京家裁では調停室を増やしている。一時は隣り合う裁判所の庁舎内に間借りしてまで対応した。

税制を通じて「争族」のトラブルを減らそう——自民党ではこんな案も浮上している。生前に遺言を作成した場合に、遺族の相続税の負担を軽くする

「遺言控除」だ。推進議員がこれから議論を詰めて自民党の税制調査会に提案し、18年までの導入を目指すという。法律的に有効な遺言は、民法が規定する遺産の取り分である法定相続に優先するため、スムーズな相続を促すねらいがある。

遺言控除の具体的な仕組みは今後詰めるが、遺言に基づいて遺産を相続すれば、相続税の非課税枠である基礎控除に一定額を上乗せして控除する。控除額は数百万円を軸に検討している。

「遺言控除が創設されれば遺言書を作成しておこうという人は大幅に増えそうだ」。相続に詳しい福田真弓税理士はこうみる。

遺言書、つくるなら「公正証書」 偽造や紛失の心配なく手続き円滑

7月末、三菱UFJ信託銀行の中野支店(東京・中野)で開かれた相続対策セミナーに約30人の聴衆が詰めかけた。参加した男性(84)は「重い障害のある孫が気がかり。孫のためにも遺言を書く準備をしたい」と話す。実際、遺言書を作成する人は増えている。公証役場で作る公正証書遺言の作成件数はここ数年、毎年1割前後増え、2014年には初めて10万件を突破した。

遺言がなければ、遺産は民法が定める相続人である法定相続人全員による遺産分割協議で分ける必要がある。協議のベースとなるのは民法が定める法定相続分だ。ただ実際には遺産の大半を分けにくい不動産が占めるなど「法定相続分どおりに分割できるケースは少なく、もめる元になりやすい」(ランドマーク税理士法人の清田幸弘代表)。子供のいない夫婦の場合、配偶者だけでなく亡くなった人の親や兄弟姉妹も法定相続人になるため、遺言が

ないと相続が煩雑になりやすい。遺言書は亡くなる人が遺産の分け方を指定できる。冒頭の男性のように法定相続分を超え、特定の人に多く継がせたい場合が代表例だ。民法で形式が決められ、相続人に強制力を持つ。「再婚して前の配偶者との間に子供がいる人や、非嫡出子がいる人なども遺言を書いた方が相続がスムーズに進みやすい」(税理士の福田真弓氏)

一般的な遺言書には公証役場で作成する「公正証書遺言」と、全文を自筆で書く「自筆証書遺言」がある。相続の専門家が口をそろえて薦めるのが公

これだけ違う 遺言の種類とメリット・デメリット

	公正証書遺言	自筆証書遺言
誰が作る	公証人が作成	本人が作成
どう作る	2人以上の証人が立ち会い、本人が内容を公証人に伝える	全文を自筆で書く
長所	<ul style="list-style-type: none"> 無効になる恐れが少ない 公証役場で保管するため紛失の危険なし 家裁の確認作業がいらない 	<ul style="list-style-type: none"> いつでも書けて証人が不要 費用が安い
短所	手間と費用がかかる	<ul style="list-style-type: none"> 書式の無効、紛失、変造の恐れ 家裁の確認作業が必要

正証書遺言だ。自筆証書遺言は筆記具と紙と印鑑があればすぐに書ける。だが、民法で定められた形式を満たさないと無効になってしまう。偽造や紛失の恐れもつきまとう。開封には家庭裁判所の「検認」手続きが必要で、相続手続きに時間がかかる難点もある。

公正証書遺言は公文書だけに形式面で無効になりにくい。原本は公証役場

で保管するため偽造や紛失の心配もない。死後も家裁の検認なしに相続手続きに入る。手数料は相続財産額と相続人数によって異なり、1億円を3人に均等に継がせたい場合の目安は10万円程度。作成には本人が公証人に内容を伝え、財産を受け取る人以外の証人が2人立ち会うなど手間はかかるが、スムーズな相続となる確実性は高い。

それでももめる場合に備え 「遺留分」に配慮

もめないために遺言を作ったつもりでも、もめることがある。「遺産は全額寄付」「全額、同居して介護してくれた長男の嫁に」——。こんな「偏った」遺言の内容に不満を持った相続人は、「遺留分」を盾に戦えるからだ。

遺留分とは、配偶者や子、孫、親などの相続人に民法が最低限保障する取り分だ。兄弟姉妹には遺留分はない。遺留分が侵害されたことを知ってから1年以内であれば、「遺留分減殺請求権」行使できる。例えば妻と子供が相続人の場合、妻は4分の1の遺留分を受け取る権利がある。遺言でもめな

いためには、遺留分に配慮した内容にするのが望ましい。

「争族」を避けるには、生前からの円滑なコミュニケーションが欠かせない。税理士法人アーク＆パートナーズの内藤克代表は「遺言書を書くだけで

なく、生前に相続人を全員集めて遺言書の内容を伝えるのが理想」と説く。なぜそう遺産を分けるのかも明らかにし、相続人の意見も聞く。実際には難しそうだが、後に残る家族への思いやりが遺言との点に異論はないだろう。

誰がどれだけ相続できる? 法定相続と遺留分

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者と子(または孫)	配偶者	2分の1
	子	2分の1
配偶者と父母	配偶者	3分の2
	父母	3分の1
配偶者と兄弟姉妹(またはおいめい)	配偶者	4分の3
	兄弟姉妹	4分の1
配偶者のみ		100%
子(または孫)のみ		100%
父母(または祖父母)のみ		100%
兄弟姉妹(またはおいめい)のみ		100%

法定相続分は民法で定められた各相続人の相続割合。子や父母、兄弟姉妹が複数いる場合はその人数で均等に分ける。遺留分は各相続人が主張できる最低限の取り分

公正証書遺言の作成件数は急増し、年10万件を突破

